

| 回 (年度) | 問 | 題 |
|---------------|--|---|
| 第67回 (29年) | <p>[第一問] - 50点 -</p> <p>問1 個人の道府県民税（均等割及び所得割に限る。）及び市町村民税における①及び②の制度について、以下の点に留意しつつ、述べなさい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 条例による減免 <ul style="list-style-type: none"> ・意義 ・対象者 ・納期との関係において対象となる税額の範囲 ・市町村民税において減免が行われた場合の道府県民税の取扱い ② 障害者等、納税義務者の事情に着目した住民税独自の非課税制度 <ul style="list-style-type: none"> ・意義 ・対象者 ・対象となる割の範囲 <p>問2 個人の道府県民税及び市町村民税における申告手続に關して、以下の点について述べなさい。なお、寄附金税額控除に係る申告特例制度（いわゆる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」）について述べる必要はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 申告書の提出先、提出期限 ② 申告義務を有する者の範囲と、そのうち申告義務が免除される者の要件 ③ 所得税の確定申告書が提出された場合の効果 | |